融資利率(年)

融資期間	運転資金	設備資金	
l 年以内	1.8%	1.8%	
I 年超3年以内	1.9%	1.9%	
3年超5年以内	2.1%	2.1%	
5年超	_	2.3%	

利 子 補 給 率(年)					
融資期間	運転資金	設備資金			
l 年以内	1.080%	1.350%			
I年超3年以内	1.140%	1.425%			
3年超5年以内	1.260%	1.575%			
5年超	_	1.725%			

一利子補給に関する注意一

次の①~⑥のいずれかに該当した場合は、利子補給の受給対象外となります。

- ①虚偽その他の不正な手段により、融資を受けた
- ②融資の返済を怠った
- ③事業を廃止または休止した
- ④市町村税を滞納している
- ⑤市外に店舗、工場、事務所または営業所を移転した
- ⑥その他交付が不適当と認められた場合



一申込先・相談窓ロー

融資の申込み、相談につきましては以下の取扱金融機関までお問い合わせください。

◆銀 行

·千葉銀行茂原支店	0475(24)2111
"干朱蚁1]	04/3(24)2111

·千葉銀行茂原東支店 0475(24)6611

·千葉銀行茂原南支店 0475(22)1855

·京葉銀行茂原支店 0475(25)||6|

·京葉銀行茂原緑ヶ丘支店 0475(22) I I 5 I

· 千葉興業銀行茂原支店 0475(23)5111

◆ 信用組合

·房総信用組合本店 0475(22)6111

·房総信用組合町保支店 0475(24)2321

·房総信用組合本納支店 0475(34)3302

◆ 信用金庫

·銚子信用金庫茂原支店 0475(22)3348

茂原市



中小企業融資制度のご案内



制度融資ってどんな制度?

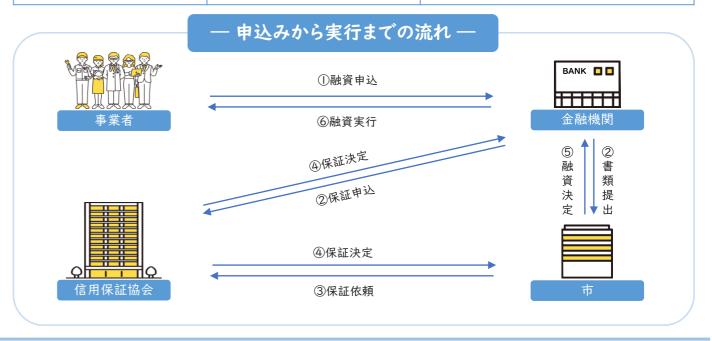
市内中小企業者が、事業に必要な資金を円滑に「低金利」で調達できる制度です。 また、金利負担軽減のため、年に1回支払利子の一部補助(利子補給)があります。



利用できる中小企業者の範囲

(中小企業信用保険法に基づき、資本金または従業員数のいずれか一方が該当する法人または個人)

(11年末日川州八石で至って、京平正なた成民来兵気が) 1100 万 50万 50万 50万 50万 50万 50万 50万 50万 50万				
業種	資本金·出資金	従業員数		
製造業等	3億円以下	300人以下		
卸売業	I億円以下	100人以下		
サービス業	5,000万円以下	100人以下		
小売業(飲食業含む)	5,000万円以下	50人以下		
医業	_	300人以下(個人は100人以下)		



茂原市 経済環境部 商工観光課

〒297-85|| 茂原市道表|番地(市役所6階) TEL:0475(20)|528 FAX:0475(20)|604 ⊠:shinkou@city.mobara.chiba.jp



制度融資資金メニュー

資金名	資金の目的	借入限度額	融資期間	対象要件	連帯保証人 及び担保	返済方法 及び据置期間
①運転資金	原材料、商品の購入等に要する 資金	2,000万円	5年以内	【以下の1~4をすべて満たす】 1.市内で1年以上同一事業を営んでいるまたは市内に1年以上居住し、かつ、県内で同一事業を1年以上営み、新たに市内で事業を始める ⑦については、市内に1年以上居住する25歳以上の者		
②設備資金	店舗等の新築、増改築及び各種 機械設備の購入に要する資金	3,500万円 (所要資金の80%以内)	10年以内	⑧については、申込時において市内に居住し、かつ、本市に住民登録 されている個人または市内を本店所在地として法人登記している法人 2.市町村税を滞納していない		
③福利厚生資金	従業員の福利厚生の用に供する 施設の新築、増改築及び各種機 械設備の購入に要する資金	2,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内	3.市内の店舗、工場、事務所または営業所に要する資金である 4.千葉県信用保証協会の保証対象業種である 【対象外となる主な業種】 遊興娯楽業、風俗営業飲食業、金融業、土地売買業、農林漁業等		
④小口零細企業 事業資金	小規模企業者が事業の経営上 必要とする資金	I,250万円 設備資金は 所要資金の80%以内	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	【1~4に加え以下の2つを満たす】 ・従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業者 ・本件融資を含めた既存融資残高が限度額以下	信用保証協会の 取り扱いに準じる	<返済方法> 元金均等月賦返済
⑤事業転換資金	経済環境の変化に対応して、事業 の転換を行うために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,500万円 (所要資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	【1~4に加え以下の2つを満たす】 ・従来の事業が不況業種として6か月以上指定され、今後も相当期間継続して指定されると見込まれる ・転換する事業が不況業種に指定されていない		※運転資金は 6か月以内に限り 一括返済も可
⑥工場移転資金	居住環境の保全のため、工場の全 部を移転するために要する資金	5,000万円 (所要資金の80%以内)	10年以内	【I〜4に加え以下のIつを満たす】 ・市内の住工混在地域から市内の工場誘導地区へ移転する		
⑦独立開業資金	新たに独立して事業を開始する ために要する資金	運転資金 500万円 設備資金 1,000万円 (所要資金の80%以内)	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	【1~4に加え以下の1つを満たす】 ・同一企業に3年以上勤務し、同一事業を独立して開始するまたは 法律に基づく資格により事業を開始する <資格の例>理美容師、公認会計士等		<据置期間> ○運転資金 6か月 ○設備資金 12か月
8創業支援資金	事業を開始するために要するまた は事業の経営上必要とする資金	I,000万円 設備資金は 所要資金の80%以内	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内	【1~4に加え以下の内容を満たす】 <創業者> ・事業を営んでいない個人 ・1月以内(※)に新たに当該創業を行う具体的な計画を有する または2月以内(※)に新たに会社を設立し当該創業を行う具体 的な計画を有する (※)特定創業支援等事業による支援を受けた場合は6月以内 <創業後または会社を設立後5年未満の中小企業者> ・事業を開始した日または会社を設立した日前に事業を営んで いない	<連帯保証人> 信用保証協会の 取り扱いに準じる <担保> 不要	

― 融資の対象とならない資金 ―

次に該当する場合は、対象外となります。

- ・市外に所在する店舗、工場、事務所または営業所に要する資金・借換資金・生活資金
- ・投資資金(法人設立または増資のための出資を含む)・土地の習得日(工場移転資金を除く)
- ・転貸資金(系列や取引先の債務を肩代わりするための資金) 等

- 設備資金の車両購入時の注意点 -

- ◆対象となる車両
- ①工事用車両 ②商用車(ナンバーが「I(普通貨物)」「2(II人以上普通乗用車)」「4(小型貨物)」に限る)
- ③タクシー等(緑ナンバー) ④客観的に見て事業用であるとわかるもの
- ◆対象とならない車両
- ①用途に定めのない車両(車種問わず) ②自家用と共有する車両 ③高級車・外国車 等